

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

菅原産業細倉運輸株式会社（以下本社という。）と本社 従業員代表とは、派遣契約を締結した従業員（以下「対象従業員」という）の待遇に関する事項（労働者派遣法第30条の4第1項の規定）に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、製造業派遣労働を行うすべての対象従業員に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 本社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、資格手当、特別手当、役職手当、報奨金、職務手当 および退職金とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和3年8月6日職発第0806号第3号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第30条の4第1項第2号イに定める同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額等について」（以下「通達」という）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」の業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用する。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。

（3）地域調整については、就業地が宮城県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「宮城県」により調整

※都道府県別地域指数 (%) 宮城県 96.9%

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

（1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

（2）各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

S	5年
A	3年
B	2年
C	1年
D	0年

2 本社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第34条（給与規定）に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。なお、当該協定の有効日以前の勤務期間は通算しない。

（1）退職手当の受給に必要な最低勤続年数：3年

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）

（2）退職時の勤続年数ごとに（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、37年、定年）の支給金額：「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」の高校卒の場合の支給金額に、同調査手当制度があると回答した企業の割合（65.9%）をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 退職手当制度を開始前の令和2年3月31日以前の勤務期間の取扱いは別途協議の上、定める場合がある。

（賃金の決定に当たっての評価）

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則第34条（給与規定）に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考のとおり賞与額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第10条 教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同等のものを支給する。

（教育訓練）

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までの1年間とする。

2022年 3月 20日

菅原産業細倉運輸株式会社

代表取締役 菅原 澄 ㊟

菅原産業細倉運輸株式会社

従業員代表 三浦 高 ㊟

三浦 和也 ㊟